

第2回 情報・意見交換部会レポート

■第2回情報・意見交換部会（ワイガヤ会） 2020年2月1日に開催しました。

テーマ「デザインの創作者は誰だ（デザイナーは誰だ!）」

ご登壇頂いた方を含めて37名にご参加頂きました。

（参加者：デザイン関係者8名（企業勤務含む）、法関係者24名、企業関係者5名）

■テーマ設定の背景

前回の「AIがデザインに与える影響」では、今後AIを活用したデザイン開発、創作活動が行われる場面が、AIの進化によって増加するであろうことが示唆されました。

そこで、今回はAIによらない自然人によるデザインプロセスと、現行意匠法上の「創作者」という概念について学び、改めて会員の皆さんと「創作者」について考察する事としました。

◆第1部 「デザインプロセスと、デザイン関連法案について」

当協会の副会長であるデザイナーの井上和世氏から、デザイナーの米内恵司氏、弁理士の五味飛鳥氏との掛け合いを含めて、参加者に企画から製品化までのデザインプロセスの実情を解説頂きました。



井上和世氏

その後、当協会の会員でもある弁護士山田威一郎氏から、「製品の形態を保護する法律の概要と創作者の概念」について分かりやすくご説明して頂くと共に、グループでディスカッションを行うための事例について説明して頂きました。

事例は、「大阪地方裁判所平二七（ワ）八二七一号、平 29.10.12 民二一部判決」を元ネタとして、製品が完成するまでに複数人が関与したケースで、誰までが創作者と考えられるか、といったものを用意して頂きました。



山田威一郎氏

◆第2部 ディスカッション

第2部では、5つのグループに分かれ、登壇頂いた方にもグループに入って頂き、事例についてディスカッションを行いました。

各グループには、デザイナー、企業、研究者、弁護士、弁理士が入るようにグルーピングを行って議論を行いました。それぞれの立場によって、製品が完成するまでに関与した者を創作者と認めて良いかどうか、かなり熱い議論が行われ、予定の1時間をはるかに超えて1時間40分経ってもディスカッションが終わらず、かなり盛り上がった第2部となりました。

最後に、各グループのディスカッション内容をホワイトボードシートにまとめて頂き、各グループから発表するという形で第2回情報・意見交換部会を終えました。

※以下にグループ構成と各グループからの発表内容を記します。課題は呈示しておりませんが、議論の概要はご理解いただけるものと思います。各グループのファシリテーター作成の原稿をそのまま掲載しており、体裁が整っていないことご了承ください。

◆グループ構成

グループ	デザイナー	企業			法律関係			
		デザイン 関連	法務 ・知財	その他	学者	弁護士	弁理士	学生
A	1	1				1	2	1
B	1				1	1	4	
C	2			1		1	2	
D	1		1	1	1	1	2	
E	1		2		1	1	1	

表欄内の数字は、グループ内の割り振り人数です。

◆グループA

「デザイナーは誰か」という場合、意匠法上の「創作者」として考えるか、それに限定せずに考えるかで異なる答えになる可能性がある。Aグループでは前者に特定して検討。

[事例1]

登場人物の仕事の整理と主な意見

甲・・・デザイン案の提案。

- ・デザイン案に登録可能性がない場合や最終デザインと非類似の場合は、甲の仕事は評価されない。
- ・甲のデザインが基礎となっているのだから、非類似となっても評価すべき。
- ・この種の物品が存在しなかった場合は、甲の貢献度は高い。

乙・・・突起をなくした図面作成

- ・具体的な造形作業をしているので貢献度は高い。
- ・デザイン案とは断面形状が非類似になっていることも評価すべき。

丙・・・突起をなくすことの提案

- ・単なるアイデアであり評価できない。
- ・提案時にラフな図を書いていれば評価できるのではないか（デザイン開発の場ではしばしば行われる）
- ・「突起をなくす」と言えば概略の形態が理解できるので、絵を書かなくとも評価してよい。

丁・・・薄くするための機構検討など

- ・計画した寸法に近づけるための作業であり、評価できない。
- ・機構の検討であっても、それがなければ薄くできなかったのだから評価すべき。

寄与度の評価

	参加者A	B	C	D	E	F
甲	6	0	5	5	5	4
乙	2	2/3	5	5	3	3
丙	1	1/3	0	0	2	3
丁	1	0	0	0	0	0

[事例2]

登場人物の仕事の整理と検討内容

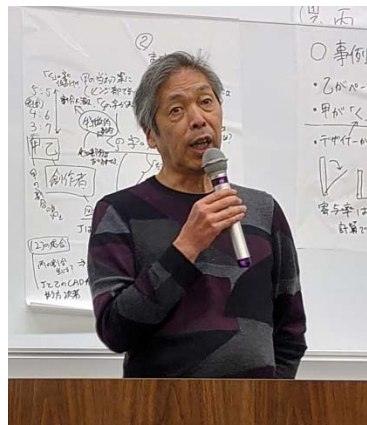
甲・・・デザイン案の提案。「く」の字形状の提案

- ・デザイン案は、形状も仕組みも採用されていないので評価できない。
- ・「く」の字は最終デザインのポイントになっており貢献度は高い。

- ・「く」の字は単なるアイデアであり評価できない。
- 乙・・・「ヒンジ構造」の提案。「く」の字の造形。丁と共同で図面作成
 - ・「ヒンジ構造」はありふれた構造であり、提案のみでは評価できない。
 - ・「く」の字を物品の形状に落とし込む作業の貢献度は高い。
- 丙・・・提案の了承
- 丁・・・乙と共同で図面作成
 - ・乙の手描き図面は全体の造形が完成していないので、共同での作図作業の貢献度は高い。

寄与度の評価

	参加者A	B	C	D	E	F
甲	6	0	5	5	3	3
乙	1	5	5	3	5	4
丙	0	0	0	2	0	0
丁	3	5	0	0	2	0



◆グループB

【事例1 (1)】

- ・結論。創作者は、甲と乙。条件次第で丙も。
- ・寄与率については、まとまらなかった。
- ・最初に、「意匠の創作者（デザイナー）」という問題文の記載をどう捉えるかが問題になった。
- ・「意匠」と「デザイン」では、議論の方向が食い違うため。
- ・デザインの話をつまみつつ、最終的には「意匠を創作したのは誰か」という法律（法的な評価）の話をしたい旨を確認する。

- ・序盤、「誰を創作者と考えるか」について、デザイナーと法律家で全く異なる見解となった。

デ：この事案であれば、当初の案を提示した甲、責任を持ってプロジェクトをコントロールしていた乙、竿部分をフラットにする意見を出した丙、設計に携わった丁、全員が創作者なのではないか。

デ：特に全体を通じて汗をかいた乙は評価されるべきだ。

法：全員創作者というのは、この事案ではよいかもしいが、企画から完成までデザインプロジェクトに500人、1000人関わった場合はどうなるのか？全員創作者になるというのはおかしい。

法：特徴部分の創作に寄与した人が法的には評価されるべきではないか。

法：デザインが専門ではないので素人考えになるが、竿部分をフラットにする点がこのデザインの特徴に見える。そうすると、フラットにすることを提案した丙が評価されてもよいのではないか。

デ：しかし、丙は意見を述べただけだろう。意見を述べただけの者が創作者になるとすると、通りすがりの人が感想を述べた場合でも、その人が創作者になりかねない。それはおかしい。

法：丙が「意見を述べただけ」と評価するのか、「具体的な造形に携わった」と見るのかで、結論が分かれそうだ。

デ：この問題の文章だけでは、そここのところがよく見えてこない。実際に創作者の認定をするためには、デザインプロセスについてもっとたくさんの情報、事実が必要になるだろう。

注：丁の評価について、「単なる設計事項であり創作への寄与はない」との考えが大勢であったが、デザイナーから異論あり。「1mmがデザインの良し悪しを左右する場合もある。例えば、高級車の内装。今回の事例ではそこまで要求されないのかもしれないが。」とのこと。

【事例1（2）】

- ・結論。甲と乙。
- ・（1）では丙が創作者になる余地があったが、（2）ではその余地はないとして全員一致。
- ・寄与率については、まとまらなかった。

【事例2（1）】

- ・結論。甲と乙。
- ・寄与率については、まとまらなかった。
- ・承認しただけの丙は創作者ではない点で、全員一致。

- ・丁の評価については、事例1と同様。

デ：今回最も汗をかいているのは乙であり、乙が評価されないのはおかしい。

法：最も特徴的な点は、「く」字形状ではないか。その場合、アイデアを出した甲も評価されるべきではないか。

デ：先程と問題は同じで、甲は意見を述べただけだ。通りすがりの人は創作者にはならない。

法：しかし、甲がそのアイデアを出さなければ、乙はこのデザインを完成させることはできなかった。意見を述べただけとはいえないのでは。

法：「く」字形状は、具体的な形の提案だから、意匠の創作といえると思う。

法：乙は甲の当初提案を改良している。甲の当初提案がなければ乙の創作は生まれていないのだから、甲の当初提案も評価されるのではないか。

法：もしデザイン案2の態様、薄い2枚の板状体からなる態様が従来なかったのだとすれば、当初提案が評価されてもよいかもしれない。

【事例2（2）】

- ・結論。甲。
- ・乙は汗をかいていない、乙が創作に関与していない。
- ・寄与率については、まとまらなかった。



◆グループC

議論の結果概ね以下のような結論となった。

事例1について

仮に「昇降式室内物干し」という商品のアイデアがオリジナルのもので、部屋干しのための器具としての着想それ自体が斬新なものであった場合には、甲（外部デザイナー）の貢献はかなり大きいとすべき。また、竿の底部をフラットにすると良いというアイデアを

提出した丙（開発部長）の寄与度も高い。2人合わせて全体の8割くらいの寄与度といえるのではないか。一方、丙等の指示に従っただけといえるので、乙（インハウスデザイナー）や丁（開発部従業員）の寄与度は低い。

要は、商品の価値に繋がるアイデアやコンセプトを誰が提示したのかといった点が寄与度を計る上で重要であり、スケッチを描いたとかペーパーモデルを作成したといったような点そのものを、寄与度を計る指標とするのは適当ではない。

事例2

乙（インハウスデザイナー）は大変貢献しているはずである。ヒンジタイプの商品とするというアイデアは乙が提案したものであり、また、乙は同アイデアの実現にとって重要なヒンジの形状について試行錯誤しているからである。確かに最終の商品形態である「くの字」形状のヒンジを提案したのは乙ではないが、当該最終形態に至るまでの乙の知的労働は大きく評価されるべきである。

この評価も、事例1の場合と同様に、「ランドリーフック」という商品のオリジナルを開発したのは誰かという点を重視している。したがって、仮に世の中に似たような「ランドリーフック」が多数存在しているのであれば別論となる。

まとめ

デザインには3種類ある。着想のデザイン、具体化・具現化のデザイン、そしてブライシング（値付け）のデザインの3つである。意匠は物品の形態であることから、とりわけ誰がその形態を具体化したのか（具体化・具現化のデザイン）という点に法律専門家の目は囚われがちである。しかし、たとえ具体的な形態の創出が伴わなかったとしても、創作者が誰であるかを考えるにあたっては、そもそも誰がその商品価値に繋がるアイデアを創り出したのか（着想のデザイン）という点に目を向けることも重要である。



◆グループD

1. 本件意匠1について

結論としては、創作者は、「甲、乙及び丁」であり、持分割合は「4（5）：5（4）：1」と考えられる。ここでの議論では、丙が創作者にあたらなかった点、及び丁が持分割合が「1」とはいえ、創作者にあたる点としての特徴と考えられる。

design-D 案と最終形態との関係

もし仮に design-D 案が意匠登録されたとした場合には、最終形態は design-D 案の同一又は類似の範囲となる可能性があり、その点はどのように考えるべきかについていくつかの意見が出た。他方で、一般の製品におけるモデルチェンジの場合には、モデルチェンジ前の意匠の創作者をモデルチェンジ後の意匠の創作者としてすべて含むことは考えにくいのではとの指摘もあった。結論としては、甲の一定の寄与は認めべきであろうから、甲も創作者に含まれるべきということとなった。

竿の突出

本件意匠1の特徴的部分が竿の突出にあるという点については、おおむね見解の一致が見られた。そのうえで、竿の突出をなくすという発案を行った丙の位置づけについて、丙の発案の具体性の程度によるため詳細が不明であるという留保がありつつも、その具体性の程度は低いものと考えられ、創作者としての貢献とは考え難いという結論となった。他方で、乙については、図面を修正の上、ペーパーモデルを作成しており、竿の突出をなくすという点について具体的な貢献を果たしていると考えられ、創作者としての寄与は大きいであろうということになった。

ローリング機構の組み込みと全体の厚みとの関係

ローリング機構の組み込み方についての丁の努力により、全体の厚みが薄くなるなどしていることから、たとえ技術的な考慮に基づいてローリング機構の組み込みに関する検討が行われていたとしても、結果的に意匠の視覚を通じた美感に影響があると評価できるのであれば、丁も意匠の創作者と認めるべきではないかという結論となった。ただし、寄与の割合については、甲及び乙と比較した場合には低く評価されることになるということとなった。

この議論との関係で、物品等の機能を果たすための形状等を意匠法がどこまで保護すべきかという論点についても話が展開した。

丁のデザインに関する知見の有無や、丙の「営業部」への所属経歴が創作者の認定に影響するか

なお、事例検討課題の設定において、丙が開発部長になる前に営業部に所属してい

た旨、また丁が技術的な観点を考慮して設計や図面作成を行えるがデザインの勉強をしたことがない旨の記載があったことにも話が展開し、意匠の創作者に該当するかどうかにはこれらの事情を考慮する必要はなく、あくまでも視覚を通じた美感の創出に寄与があったかどうかで判断すればよいのではないかという意見があった。

2. 本件意匠 2、3

結論としては、創作者は、「甲及び乙」であり、持分割合は、「3～5：7～5」と考えられる。ここでの議論では、甲が創作者にあたり、かつ持分割合が比較的高く評価された点が特徴と考えられる。

なお、本件意匠 1 に議論の時間の過半を充てたことから、本件意匠 2、3 については駆け足での取りまとめとなった。

ヒンジ構造部の「く」の字型形状への変更

ヒンジ構造の提案を行い、同構造を採用したデザインの図面を作成し、ペーパーモデルも作成していることから、基本的には乙の創作者としての寄与は高いと考えられることを前提として、甲によるヒンジ構造部の「く」の字型形状への変更の提案の位置づけが主たる論点となった。

2018年7月20日のペーパーモデル作成後に乙が甲にヒンジ部分の突出する部分をどのようにデザインするかについて相談していることに関して、甲としろくま産業との関係性がどのようなものかが重要ではないかという指摘が出た。甲としろくま産業が継続的に密接な業務上の関係を維持していることが推測され、そうした関係の下では甲自らは自身の寄与を積極的に主張しないであろうが、常日頃デザインのプロセスに密接に関与していることが推測されるとの意見があった。また、「く」の字型形状の提案は、一方では「く」の字とはいえ「60度」や「90度」といったさまざまな角度・大きさなどが想定され抽象的すぎるとの見解があったが、他方で乙の円形よりも目立ちも突出もせず、ヒンジ構造が収容できるものを含意しているものと考えられ、そうであれば相当の具体性を有するのではないかとの見解もあった。議論の結果、おおむね後者の見解が採用され、前述の通り甲としろくま産業との継続的な関係という背景と相まって、甲の創作者としての寄与は最低でも3割程度はあるのではないかということになった。

なお、本件意匠 1 における丙の発案とは、具体性の程度や甲としろくま産業との継続的な関係という背景の点で相違するものであり、同列に論じられるものではないということも併せて指摘された。



◆グループE

【議論のまとめ】

・最初にここでいう意匠創作者（デザイナー）は誰を指すのか。いわゆる意匠権出願の際に願書に記載する創作者と実際にデザインに関わっているという意味での創作者は含む範囲が後者のほうが広いのではないか、という議論があった。今回は前者と仮定して議論を進めた。企業によって創作者に含めるかどうかの判断にはかなり差があることが共有された。

事例①

- (1) 乙が創作者に入ることについては全員が肯定したが、甲、丙、丁については意見が分かれた。「何ををもってして実質的に創作に関与したと言えるか」がそれぞれの立場や考えについて意見が異なったため。創作上重要な変更点への示唆や、その方法、設計段階における意匠への変更が創作と認められるかなどが論点となった。
- (2) 乙がフラットのアイデアを出した場合には乙の貢献度がより上がり、丙は外れるとの意見が多かった。

事例②

- (1) 乙が創作者に入り丙が入らないことについては全員が肯定したが、甲、丁については意見が分かれた。甲が示唆したとされるくの字への変更が、デザイナーがデザイナーに意見を求めた結果の回答であり創作に寄与したといえるだけの重みがあるか、ありふれた変更に過ぎないかとの相違。竿を掛ける部分の切欠きについてはその創作性は高くないとの意見もあった。
また乙が当初検討した丸みを帯びたヒンジについてもこの案があったからこそ、最終的な創作につながったとされる外部の意見があることも共有された。
- (2) この場合、乙は創作者から外れるのではという意見が多かった。



◆感想

第1部については、商品開発の場面で、デザイナーがどのように開発から製品化までを行っているのかが良く理解できたと思います。ただ、参加者もそれほど多くはなかったため、参加者からの質問も取り込んだ方が良かったのでは、というご意見も頂きました。

また、第2部では詳細に事例を説明して頂き、その後のディスカッションでは、色々な立場で創作者をどのように考えるかについて熱い議論が行われ、専門性が異なれば考え方も随分違うのだと肌で感じる事ができたと思います。1時間以上ディスカッションを行いましたが、それでも時間が短いとのご意見もありました。

全体を通して多くの情報を得る機会を作ることができたと思いますが、頂いたご意見を踏まえて、次回開催に役立てたいと思います。

以上

(レポート作成 2020.03.29 野村 慎一)